

板倉町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日

板倉町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、国及び群馬県が示す教育職員の働き方改革の方向性を踏まえ、「公立学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」第8条に基づき、板倉町教育委員会が所管する町立学校における教育職員の業務量を適切に管理し、健康確保を図るために策定するものである。学校における働き方改革は、教職員が心身ともに健康で、児童生徒一人一人に向き合う教育の質の向上を実現するための基盤であり、町としての教育振興計画に基づく取組と位置付ける。

なお、本計画は、国及び群馬県の実施計画を踏まえ、各学校の実情や人的・財政的条件等を考慮しながら、可能な取組から段階的に推進することを基本とする。

また、本計画に掲げる数値目標や取組内容は、その達成を一律に義務付けるのものではなく、学校の主体的な改善を支援するための指針として位置づける。

(2) 本町の現状

板倉町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「板倉町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に計画的に取り組んできた。

こうした取組の結果、板倉町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

(※数値は令和6年度実績に基づく)

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 27 時間	13.0%	0%
中学校	月 45 時間	41.3%	8.3%

時間外在校等時間が月 45 時間を上回る割合が依然として高い。特に中学校では、月 80 時間を上回る割合も約 8%となっている。これらの要因としては、部活動対応や行事準備、保護者対応などに業務負担が集中していることが考えられ、大きな課題である。また、校務分掌や会議等の業務の平準化、ICT を活用した効率化を一層推進する必要がある。

これらの課題を踏まえ、教育職員が教育の質の向上のために必要な時間的余裕を確保できるよう、業務改善と健康確保措置を一体的に推進し、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は、教育職員が心身の健康を保持しながら、児童生徒に質の高い教育を提供できる環境を整えることである。そのため、時間外在校等時間の縮減と、働きがい・ワーク・ライフ・バランスの両立を柱として、以下の目標を設定する。

（１）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 ヶ月の時間外在校等時間が 45 時間以下となる教育職員の割合について、国及び県の目標を踏まえ、100%に近づけることを目指す。
- ・ 1 年間における 1 ヶ月の時間外在校等時間の平均について、30 時間程度を目安として、継続的な縮減を図る。（45 時間以下を前提としつつ、平均時間の更なる縮減を図る。）
- ・ 特定の職務に業務が偏らないよう、年間を通じた業務平準化を推進する。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年次有給休暇の計画的な取得を促進し、平均取得日数 12 日以上を目安として向上を図る。
- ・ ストレスチェックの結果を活用し、職場環境の改善を通じて高ストレス者の割合の低減を図る。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値について、改善傾向となるよう取組を進める。
- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係を基盤に、協働的で創造的な教育活動を展開し、「やりがい」や「誇り」をもって生き生きと働ける職場づくりを実現する。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

国においては、令和11年度までに、教育職員の1ヶ月当たりの時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、板倉町においてもこの目標を踏まえ、段階的かつ計画的に取組を進める。

本町では、働き方改革を単なる時間削減にとどめず、教育の質と教育職員のウェルビーイングの両立を図ることを重視する。そのため、各年度ごとに重点施策を明確化し、実施状況を検証・改善しながら進める「ローリング型計画」として運用する。

【各年度の重点事項】

令和8年度：

勤務実態の精密把握、業務の3分類に基づく業務整理
学校徴収金の公会計化による課題整理及び実施方法の検証
時間外在校等時間の正確な把握と意識啓発の徹底

令和9年度：

校務支援システムの活用促進、業務支援員の活用拡充
ICT活用による業務DXの推進
共同学校事務室の機能強化による事務効率化の定着、定時退校日の実効性確保

令和10年度：

休日の部活動の地域展開について、国・県の方針や地域の実情を踏まえつつ、おおむねの完了を目指す。健康確保措置については、医師面談の実施方法や勤務間インターバルの運用等について検討を進め、実施に向けた環境整備を図る。

令和11年度：

取組成果の検証と課題分析、次期計画への反映
教育職員が持続的に安心して働ける勤務環境の確立

また、各年度終了時に、在校等時間・有給休暇取得率・高ストレス者割合などの主要指標を基に取組成果を検証し、必要に応じて翌年度の重点事項を見直す。

これにより、板倉町における学校現場の働き方改革を、実効性のある計画として継続的に推進していく。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容について、関係機関との連携を図りながら、可能な取組から推進する。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

登下校時の通学路における見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、登校時の安全確保については関係機関や地域住民、保護者等と連携して進める。
- ・登校時刻の見直しを行う際には、各学校のPTAや保護者代表、地域の見守り団体等と協議し、児童生徒の安全確保に努める。

放課後から夜間における校外の見回り、補導対応（「3分類」②関係）

- ・放課後や夜間の見回り活動については、板倉町防犯協会や青少年健全育成推進員が行う地域巡回に委ね、学校職員の負担軽減を図る。
- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りは保護者が第一義的な責任を負うことを明確化し、教育委員会・警察・地域との認識を共有する。

学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・給食費等の学校徴収金については、町会計への組入れを含めた公会計化の在り方について、国及び県の動向や町全体の体制を踏まえ、課題整理及び実施方法の検討を進める。
- ・学校徴収金の取扱いについては、透明性の確保と教職員の事務負担軽減の観点から、公会計化を含めた見直しの検討を進める。

保護者等からの過剰な苦情・不当要求等への対応（「3分類」⑤関係）

- ・教育委員会事務局における既存の相談体制を活用しつつ、必要に応じて教育相談・支援機能の充実を図る。
- ・弁護士、スクールロイヤー等との連携体制を構築し、学校が安心して教育活動に専念できるよう支援する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの活用により、町から学校への調査依頼・報告業務を電子化し、入力・集計作業にかかる事務負担を軽減する。
- ・学校事務職員が専門性を生かして校務支援システムの活用に関与しつつ、教職員・教育委員会が連携してデータ管理を行う体制の整備を進める。

学校施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・体育館・プール等の維持管理については、施設の安全確保を最優先としつつ、民間委託や地域団体との連携を含め、管理の在り方について検討を進める。

休日の部活動の地域展開（「3分類」⑬関係）

- ・国及び県の方針を踏まえ、地域の実情に応じて、段階的に地域展開を進める。
- ・指導者の確保や受入団体との連携については、国及び県の方針を踏まえ、関係機関との協議を通じて、地域の実情に応じた対応の在り方を検討する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

授業準備・評価・成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・教員業務支援員については、国及び県の制度や財政措置を踏まえ、配置や活用の在り方について検討する。
- ・校務支援システムの活用やICTを用いた業務改善により、採点や成績処理等に係る作業の効率化の検討を進める。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数および週当たり授業時数については、年度当初の教育課程編成段階で標準授業時数を踏まえた適正な設定を行う。特に、小学校第４学年以上で年間 1,086 単位時間を超える場合には、指導体制との整合を図り、教育の質を確保しつつ過重な授業負担を防止するよう見直す。
- ・教育課程外活動については、当初の目的が形骸化しているものや、教育効果が十分に見込めない活動を精査し、学校行事・委員会活動・校内研修等の適正化を進める。
- ・清掃活動や放課後活動等については、児童生徒の教育的効果を維持しつつ、時間帯や頻度の見直し、勤務時間内での設定を行い、教職員の勤務負担を軽減する。
- ・デジタル技術を活用した校務効率化を推進し、学習評価・成績処理・出欠管理・文書作成等の校務を校務支援システムで一元化する。また、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づく自己点検の達成状況を把握し、令和 11 年度には 95%以上とすることを目標とする。
- ・勤務時間外の保護者対応軽減のため、全校に配置された留守番電話機能及びメール配信機能を活用し、勤務時間内での対応を基本とした運用を行う。

これらの措置の実施にあたっては、教職員・学校事務職員・教育委員会の三位一体による校務改善チームを設け、学校ごとの実情に応じた日課・行事・勤務体制の見直しを進める。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法及び関連法令を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校等時間が月 80 時間を超える教育職員については、本人の意向を踏まえつつ、必要に応じて医師面談等につなげるなど、健康確保に向けた支援体制の整備を進める。
- ・勤務間インターバルについては、11 時間の確保を目安とし、学校行事等の実情に配慮しながら、可能な範囲で休息時間の確保に努める。
- ・ストレスチェックの実施率 100%を継続し、結果の集団分析を学校ごとにフィードバックして職場環境改善につなげる。
- ・健康リスク値について、令和 7 年度は各学校 60～80 となっており良好である。今後も業務改善や同僚性を高める等の工夫をしながら、値を維持に努める。
- ・教職員の健康相談については、教育委員会事務局内に於ける相談対応機能を明確化するとともに、産業医等の専門機関との連携により支援体制の充実を図る。
- ・年次有給休暇の取得促進を図り、教職員が連続した休暇を取得できるよう勤務調整を行う。また、年平均取得日数を令和 11 年度までに 12 日以上とする。
- ・各学校の実情を踏まえながら、定時退校日の設定及び一斉閉校期間の取組を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実効性を確保し、町全体として「教職員が心身ともに健康で、児童生徒に向き合う時間を確保できる学校づくり」を推進するため、次のとおり関連取組及びフォローアップを行う。

（１）計画の進行管理と情報公表

- ・各学校の教育職員の在校等時間の状況を出退勤管理システムにより毎月把握し、年度末に集計・分析を行う。
- ・年度ごとの分析結果を、板倉町教育委員会定例会及び総合教育会議において報告するとともに、概要を町公式ホームページで公表する。なお、公表にあたっては、個別の学校や教職員が特定されることのないよう配慮するとともに、学校間の単純な比較や評価につながらない形で行う。
- ・特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員が在籍する学校に対しては、当該学校への個別の聞き取りや改善に向けた支援及び助言を行い、継続的な業務改善につなげる。

（２）教育委員会による支援・助言体制

- ・教育委員会は、各学校からの報告及び出退勤データを基に、業務改善の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて現地訪問や面談等を実施する。
- ・管理職を対象としたマネジメント研修・勤務時間管理研修について、必要に応じて年１回程度実施し、県の研修等と連動した取組を進める。
- ・ストレスチェック結果の活用や職場環境改善の取組状況についても各学校から報告を受け、改善事例の共有を進める。

（３）首長部局・関係機関との連携

- ・教育職員の健康・福祉確保の観点から、町総務課（職員健康管理担当）や医療・福祉・警察等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。
- ・少人数等指導員、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門職人材の確保について、関係部局と連携して進める。

（４）地域・保護者との協働

- ・保護者や地域の理解・協力を得ながら、「学校以外が担うべき業務」や「地域で支える取組」の推進を図る。
- ・地域の様々な団体との連携を通じ、「登下校時の見守り活動」「地域ボランティアの確保」「休日の部活動の地域展開」等について協議を行う。
- ・必要に応じて、首長・教育委員会・地域団体が合同でメッセージを発信し、町民全体で教職員の働き方改革を支える気運を醸成する。

（５）フォローアップと計画の見直し

- ・本計画については、国及び県の方針、社会情勢の変化、学校現場の実態等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直すものとする。